



お知らせ

パブリックコメントを
実施します

皆さんのご意見を

お寄せください



パブリックコメントとは、町の重要な政策や計画などを決める際に、その案を町民の皆さんに公表し、寄せられた意見などを反映しながら決定する手続きです。

対象となる計画案

① 甘楽町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）

〔高齢者施策・介護保険施策を具体的に推進するための指針となる計画〕

② 第5期甘楽町障害者計画・第7期甘楽町障害福祉計画・第3期甘楽町障害児福祉計画（案）

〔障害者・障害児施策を具体的に推進するための指針となる計画〕

閲覧・意見の募集期間

①②とも、1月10日(水)～31日(水)【必着】

閲覧方法 町ホームページまたは役場窓口、にこにこ甘楽で閲覧ができます。

※役場・にこにこ甘楽の閲覧時間は午前8時30分～午後5時15分。ただし、水曜日は午後7時15分まで。

意見を提出できる人

▼町内に住所を有する人

▼町内に事業所などを有する個人法人、団体

▼町内の事業所などに勤務する人

▼計画の策定に関し、利害関係を有する人

意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、意見を記入し、直接持参・郵送・ファクスまたは電子メールのいずれかの方法で各担当の係へ提出してください。

※口頭・電話による意見の提出はできません。

※提出された原稿は返却しません。

提出された意見・提案の取扱い

個人情報や個人を特定できるような情報を除き、意見の概要や町の考え方を町ホームページで公表します。（個別の回答は行いません）

提出・問い合わせ

① にこにこ甘楽

福祉課介護保険係

☎(67)5182

〒370-2213

甘楽町大字白倉1395-1

FAX(67)7066

E-mail: kaigo@town.kanra.lg.jp



② にこにこ甘楽

福祉課福祉係

☎(67)5162

住所・ファクス番号は①と同じ

E-mail: fukusi@town.kanra.lg.jp



令和6年1月より母子・父子家庭福祉医療の所得制限を撤廃します

現在、所得制限により対象外となっている母子父子家庭の福祉医療について、1月1日から所得制限を撤廃します。町で把握している人には12月に申請書類を送付しておりますが、申請書の届いていない人、申請がまだお済みでない人は申請してください。

対象者

町内に居住し、18歳までの子どもがいる母子父子家庭の父母

申請・問い合わせ

にこにこ甘楽

健康課国保係

☎(67)5172

障害者控除対象者認定書を交付します

所得税や町県民税の申告をする際に「障害者控除対象者認定書」を提示すると、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

認定書の交付については、介護認定の資料をもとに判定します。

対象者（次の全てに該当する人）

① 町内に住所を有する65歳以上の

② 要介護1～5の介護認定を受けている人（令和5年12月31日現在）

③ 障害者手帳の交付を受けていない人

④ 町の判定基準を満たしている

人

問い合わせ

にこにこ甘楽

福祉課介護保険係

☎(67)5182

